

電子調達システムに関する少額物品調達のシステム化に係る機器・ソフトウェア賃貸借及び保守業務の請負 調達仕様書(案)意見回答

項番	種類 (注1)	頁数	該当箇所	意見又は質問の内容	理由	回答	仕様書修正等の有無
1	3	22	作業の内容 「なお、システム基盤テストにおいては、第三期電子調達システムの既存サーバの設定変更等を実施するため、少額随契に係る政府マーケットプレイスだけでなく、第三期電子調達システムも含めて、プログラムが正常に動作することを担保すること。」	第三期電子調達システム側の動作確認もする場合、受注者が第三期電子調達システム部分も含めた動作確認用の開発環境を用意する必要があるということでしょうか。	工数の算出において、対象業務を正確に理解する必要があるため。	ご認識の通り、開発環境については受注者が用意することを想定しています。 なお、第三期電子調達システム部分も含めた動作確認については、第三期電子調達システム設計・開発事業者及び第三期電子調達システム基盤構築事業者の成果物等を活用し、動作確認用の開発環境を用意いただくことを想定しています。	無
2	3	23	作業の内容 「なお、1段階目リリース後、設計・開発事業者の開発期間中については基本的には本番環境が利用できないことが予測されるが、状況に応じてテスト等を実施する可能性があるため、必要に応じてシステム稼働時間外でのテスト対応やテスト後のシステム切り戻し作業等について設計・開発事業者及び第三期電子調達システム基盤構築事業者と連携しながら対応を行うこと。」	システム稼働時間外とありますが、システム稼働時間は24時間・365日との認識です。どのような時間帯が該当するのでしょうか。	工数の算出において、対象業務を正確に理解する必要があるため。	システム稼働時間外については、休日及び祝日の時間帯等を想定しています。	無
3	3	24	(2)プロジェクト管理の実施及び報告 ②作業進捗管理	EVM等を使用した進捗管理は、構築期間のみを対象との理解でよろしいでしょうか。保守期間は不要との認識です。	工数の算出において、対象業務を正確に理解する必要があるため。	ご認識の通り、EVM等を使用した進捗管理は構築期間のみを対象となり、保守期間は不要です。	無
4	3	28	(6)設置・導入 ④	ヘルプデスク室から研修用環境にアクセス可能する件、ヘルプデスク室拠点で発生する作業も本役務の範囲内という理解でよろしいでしょうか。	工数の算出において、対象業務を正確に理解する必要があるため。	ご認識の通り、ヘルプデスク室拠点で発生する作業も本役務の範囲内となります。 上記に伴い現行仕様書「第3.1.(6)設置・導入 ④」を以下の通り修正致します。 「受注者は、設計・開発事業者、第三期電子調達システム基盤構築事業者、第二期調達ポータル運用・ヘルプデスク事業者、第三期電子調達システムの運用事業者と調整し、セキュリティリスクを考慮した上でヘルプデスク室に設置される端末から研修用環境にアクセスするためのネットワーク経路の構築及び関連するサーバ等の設定作業を実施すること。」 ↓ 「受注者は、設計・開発事業者、第三期電子調達システム基盤構築事業者、第二期調達ポータル運用・ヘルプデスク事業者、第三期電子調達システムの運用事業者と調整し、セキュリティリスクを考慮した上で、別途第二期調達ポータル運用・ヘルプデスク事業者及び第三期電子調達システムの運用事業者が用意する各々の拠点のヘルプデスク室に設置される端末から研修用環境にアクセスするためのネットワーク経路の構築及び関連するサーバ等の設定作業を実施すること。なお、接続においてはセキュリティを担保すべく以下の方式を検討すること。 ・ヘルプデスク室からシステム管理室へVPN回線を敷設し、システム管理室経由で研修環境にアクセスする。」	有
5	3	28	(6)GSOCとの連携	WAFログについては、GSOCに転送するためシステム側での管理対象外の認識でよろしいでしょうか。	工数の算出において、対象業務を正確に理解する必要があるため。	WAFログについてはシステム側でも保持する必要があり管理対象となるため、本ログを取得する必要があります。	無

項番	種類 (注1)	頁数	該当箇所	意見又は質問の内容	理由	回答	仕様書修正等の有無
6	3	35	(14) 機器・ソフトウェア保守 ⑤	「保守担当者の機器設置場所への到着許容時間として、受付より3時間以内に到着すること」との記載がありますが、こちらはヘルプデスク室も同様の要件でしょうか。	工数の算出において、対象業務を正確に理解する必要があるため。	ご認識の通り、ヘルプデスク室への到着許容時間についても設定する必要があります。 上記に伴い、現行仕様書「第3.1.(14) 機器・ソフトウェア保守 ⑤」を以下の通り修正致します。 「保守担当者の機器設置場所への到着許容時間として、受付より3時間以内に到着すること（詳細は、機器・ソフトウェア保守実施計画策定時に主管課と調整して決定する）。」 ↓ 「保守担当者の機器設置場所への到着許容時間として、受付より3時間以内に到着すること。また、ヘルプデスク室への到着許容時間は受付より翌営業日以内に到着すること（詳細は、機器・ソフトウェア保守実施計画策定時に主管課と調整して決定する）。」	有
7	3	35	(14) 機器・ソフトウェア保守 ⑥	「問合せ又は障害対応の対象が第三期電子調達システム基盤構築事業者若しくは受注者が導入する独自導入機器・ソフトウェア及び PF 提供機器・ソフトウェアかの切り分けが容易でない場合は、受注者が対象の調査を実施し結果を主管課へ報告すること。」との記載がありますが、第三期電子調達システム（マーケットプレイス）側のログ収集のみ実施するという理解でよろしいでしょうか。その他AWSサービスにおけるログ収集等も必要となりますでしょうか。	工数の算出において、対象業務を正確に理解する必要があるため。	ご認識の通り、第三期電子調達システム（マーケットプレイスサブシステム）側のログ収集だけではなく、CloudfrontのアクセスログやALBのアクセスログ、WAFログ等のAWSサービスにおけるログ収集等も必要となります。	無
8	3	45	表 4-1 機器・ソフトウェア保守 作業項目一覧 項番4 定期保守業務	経年劣化部品の交換の例として、システム管理室の監視カメラ及び入退室管理システムの記載がありますが、当該機器は本役務の範囲外という認識でよろしいでしょうか。	機器費用の算出において、対象範囲を正確に理解する必要があるため。	ご認識の通り、システム管理室の監視カメラ及び入退室管理システムの交換については役務対象外となります。 上記に伴い、現行仕様書「表 4-1 機器・ソフトウェア保守 作業項目一覧 項番4 定期保守業務【点検作業項目】」を以下の通り修正致します。 箇条書き3番目の以下の記載を削除 「・経年劣化部品の交換（システム管理室設置の監視カメラ及び入退室管理システムを含む。）等」	有
9	3	45	表 4-1 機器・ソフトウェア保守 作業項目一覧 項番5 その他	サーバ証明書の更新作業が本項目に記載がありませんが、不要でしょうか。	工数の算出において、対象業務を正確に理解する必要があるため。	ご認識の通り、サーバ証明書の更新作業は必要となります。 上記に伴い、現行仕様書「表 4-1 機器・ソフトウェア保守 作業項目一覧 項番5 その他」を以下の通り修正致します。 箇条書き2番目に以下の記載を追加 「・サーバ証明書の更新」	有
10	2	別紙	別紙 1 機器・ソフトウェア一覧	変更や追加がありましたら、記載いただくようお願いいたします。	機器費用の算出において、対象範囲を正確に理解する必要があるため。	ご指摘の通り、「別紙 1 機器・ソフトウェア一覧」に変更が発生致しました。最新版をご確認下さい。	有

(注1) 種類欄には、次から選択した番号を記載のこと。
(1. 意見 2. 要望 3. 確認・質問 4. その他)